

【令和7年度】岡山市商店街サポートアイデア協働事業 要項

1. 事業趣旨及び内容

商店街は、市民が買い物をする場だけでなく、街としての賑わいの創出の場の提供や地域コミュニティの担い手としてなど、重要な役割を有しています。しかしながら、空き店舗の増加、来街者の減少、経営者の高齢化など様々な課題を抱えています。

本事業では、商店街活性化に繋がるアイデアを有する外部団体(民間事業者やNPO法人等)と、そのアイデアに取り組みたい商店会をマッチングし、外部団体と商店会の新たな関係構築をサポートするほか、外部団体が持つ斬新なアイデアを活かすことで、商店街の新たな賑わいの創出や商店街が抱える様々な課題の解消等に繋げていくことを目的としています。

商店街を舞台として、マッチングされたアイデアに基づく事業を商店会と協働で行う取り組みに対し補助金を支給します。

2. 補助対象者 ※補助金の申請は1団体で最大3回までです。

以下の要件を満たし、

商店街の活性化に繋がるアイデアを持つ外部団体(ただし営利を目的としたアイデアを除く)

(1) 定款・規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる構成員が3人以上の団体であること(法人・任意団体は問いません)

(2) 代表者は18歳以上であること

ただし次の各号のいずれかに該当する団体を除く

(1) 市税を完納していない団体

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない団体

(3) 同様の事業計画を含む内容で国、県又は市等の補助金等の交付を受ける団体

(4) 宗教上の組織又は団体、政治団体

(5) 協働で取り組む商店会と過去にイベント等を開催したことのある団体

(6) 構成員の過半数が、協働で取り組む商店会の組合員又は商店会事務局員である団体

(7) 次のいずれかに該当する者を構成員に含む団体

(ア) 市税を完納していない者

(イ) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(ウ) 岡山市暴力団排除基本条例(平成24年市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員、並びにその関係者

(エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

(オ) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者

3. 補助対象事業・補助額・補助率 ※国等の補助金との併用はできません。

対象事業	補助率	補助上限額	要件
商店街全体の売上増加に繋がる事業	10/10	20万円	商店会との協働 (広報や備品の貸出等)

4. 補助対象経費

報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料

5. 補助対象外経費

- ・外部団体の運営に必要な経常的経費(人件費、電話代、事務所家賃、水道光熱費など)
- ・個人給付的な経費(景品や参加賞など)
- ・飲食・接待費
- ・応募に係る経費
- ・備品の購入・設置に関する費用
- ・振込手数料
- ・許可申請に係る手数料
- ・公租公課(消費税及び地方消費税、健康保険料等)
- ・補助事業に直接関係のない経費
- ・その他市長が補助事業としてふさわしくないと認める経費

6.スケジュール

項目	前期募集	後期募集
アイデア応募期間	令和7年4月14日(月)～5月9日(金)	令和7年7月1日(火)～7月25日(金)
実施希望の照会・回答	令和7年5月15日(木)～5月23日(金)	令和7年7月31日(木)～8月8日(金)
マッチング期間	令和7年5月～6月	令和7年8月～9月
事業実施期間	令和7年6月～9月末	令和7年9月～令和8年3月末
備考	・予算の範囲内で実施します。 ・応募は前期及び後期でそれぞれ1団体につき1件までです。(同一事業は不可) ・1件に対して複数の商店会から申込があった場合、外部団体が実施を希望する商店会を選択します(複数の商店会と協働して実施することも可能です)。	

7.提出書類・提出方法

【アイデア応募(外部団体が提出)】

- ・応募申請書(様式第1号)
- ・誓約書兼同意書(様式第2号)
- ・定款・規約等

【アイデア実施希望(商店会が提出)】

- ・申込書(様式第3号)

【マッチング成立(商店会の同意を得て、外部団体が提出)】

- ・実施合意書兼誓約書(様式第4号)

【補助金申請(外部団体が提出)】

- ・補助金等交付申請書(岡山市補助金等交付規則の様式第1号)
- ・事業計画書(様式第5号)
- ・収支予算書(様式第6号)
- ・見積書(明細が記載されたもの、事業費が税込100万円以上の場合は2者以上)
※団体自身及び構成員へのお見積もりは対象外です
- ・市税滞納無証明書(法人の場合は法人のもの、任意団体の場合は代表者のもの)
- ・債権者登録申請書(岡山市に未登録の団体のみ)
- ・その他事業実施に関する書類

【事業実施～事業完了後(外部団体が提出)】

- ・補助事業等着手届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・補助事業等完了届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・補助事業等実績報告書(岡山市補助金等交付規則の様式第5号)
- ・事業実施報告書(様式第7号)
- ・収支決算書(様式第8号)
- ・請求書(明細が記載されたもの)
- ・領収書(振込票の控え)の写し
- ・その他事業実施に関する書類

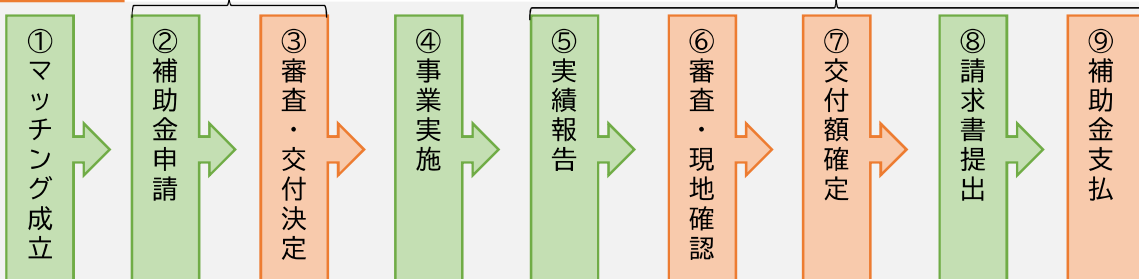
【補助金交付(外部団体が提出)】

- ・補助事業等請求書(岡山市補助金等交付規則の様式第7号)

8. 申請の流れ

約2週間※

約1カ月間※



※ 必要書類が不備・不足なく提出されてからの目安期間です(申請状況等により期間は異なります)。

9. 申請・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
 岡山市産業観光局商工部産業振興課
 Tel: 086-803-1323
 Mail: shougyou@city.okayama.lg.jp



岡山市ホームページはこちら